

第2次宇陀市行政改革大綱 実施計画進捗状況報告書

(平成23年度の成果)

平成24年10月

宇陀市

1. 宇陀市の現状について

この進捗状況報告書は、平成 21 年 12 月に策定した「第 2 次宇陀市行政改革大綱」をもとに、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 ヶ年を対象とした「第 2 次宇陀市行政改革大綱実施計画」に示した内容について、平成 23 年度に取り組んだ成果をまとめたものです。

第 2 次行政改革大綱に沿った（１）事務事業の見直し（２）組織・機構の改革（３）財政の健全化（４）定員の適正化と給与の適正化（５）住民協働と行政サービスの向上（６）職員の育成と能力向上という 6 つの重点項目のそれぞれについて、いつ、何を、どのようにするのかを計画に基づいて実施してきました。

平成 23 年度の主要な取り組みとして、現行計画事業の見直し、トップマネジメントの強化、自主財源の確保、市有財産の売却、[普通会計](#)^①職員数の削減、特別職の給料の削減、管理職手当の削減、職員給料の削減等に取り組んできました。

その結果、平成 23 年度普通会計の決算においては約 8 億 65 百万円の黒字決算となりました。

下記の財政比較分析表（表－1）は、現在の本市の行財政運営状況のうち、特に財政面の推移を示したものです。

表－1：宇陀市の財政比較分析表（平成 23 年度普通会計決算）

項目	指標値	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (参考)
財政力	財政力指数 ^②	0.340	0.354	0.360	0.353	0.331	0.317
財政構造の弾力性	経常収支比率(%) ^③	107.0	104.7	102.3	99.5	94.2	92.8
人件費・物件費等の適正度	人口 1 人当たり人件費・物件費等決算額(円)	182,364	175,885	166,775	167,679	168,690	163,654
給与水準の適正度	ラスパイレス指数 ^④ (国との比較)	99.3	93.9	93.9	93.7	96.8	96.1
将来負担の健全度	将来負担比率(%) ^⑤		255.6	249.6	227.8	198.1	197.6
公債費負担の健全度	実質公債費比率(%) ^⑥	21.1	20.9	21.5	21.3	21.1	19.4
定員管理の適正度	人口 1,000 人当たり職員数(人)	14.46	13.95	13.8	13.35	12.96	12.51

2. 平成 23 年度の行政改革成果の概要について

また行政改革による効果額実績額（表—2）は平成 23 年度における行政改革の効果額を示したものです。

下記の取組みの結果、約 8 億 33 百万円の行政改革の効果を検出することができました。

表—2：行政改革による効果額実績（各前年度決算対比）（単位：千円）

年度 項目	H22 年度 (A)	H23 年度 (B)	計 (A) + (B)
事務事業の見直し	269,800	358,600	628,400
組織・機構の改革	△8,700	21,500	12,800
財政の健全化	106,900	53,000	159,900
定員の適正化と 給与の適正化	△38,400	400,400	362,000
年度別効果額	329,600	833,500	1,163,100

それでは主要な内容について 6 つの重点項目ごとに検証していきます。

① 事務事業の見直し

- ・ 普通建設事業の一般財源比較・・・（約 463,100 千円）
- ・ 備品購入費の削減・・・（約△14,500 千円）
- ・ [需用費](#)⑦の削減・・・（約△5,300 千円）
- ・ 委託料の削減・・・（約 8,700 千円）
- ・ 消防団組織の見直し・・・（約△25,000 千円）

② 組織・機構の改革

- ・ 前年度、給食センターを一箇所に統合したことによる削減（約 21,500 千円）
- ・ 教育委員会事務局を本庁に戻す

③ 財政の健全化

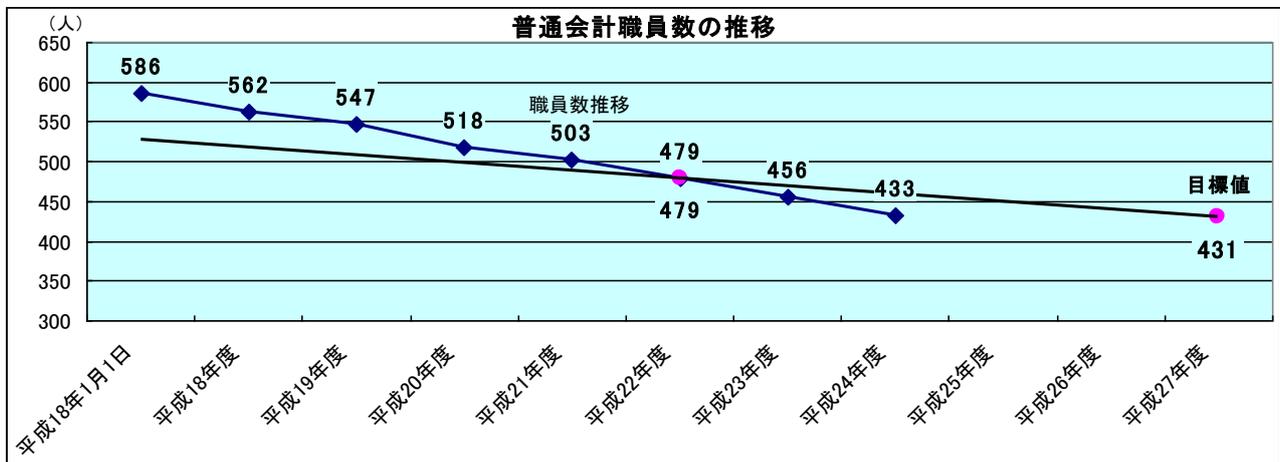
- ・市有財産の売却・・・・・・・・・・（約 32,200 千円）
- ・市税・使用料の徴収強化・・・・・・・・・・（約 19,600 千円）
- ・ホームページ、広報紙、自主放送、窓口封筒等への有料広告の掲載（約 1,200 千円）

④ 定員の適正化と給与の適正化

- ・勧奨退職の促進（H23 は早期退職制度外）・・・・・・・・・・（約 305,800 千円）
- ・特別職の給料削減・・・・・・・・・・市長 30%、副市長 20%、教育長 20%（約 5,900 千円）
- ・管理職手当の削減・・・・・・・・・・30% 削減（約 14,300 千円）
- ・職員給料の削減・・・・・・・・・・2.5%削減（約 49,100 千円）

【宇陀市普通会計職員数】

部門	職 員 数（単位：人）								
		H22. 4. 1	H23. 4. 1	H24. 4. 1	H25. 4. 1	H26. 4. 1	H27. 4. 1	増減数	増減率 (%)
普通	当初	479	→				431	△48	△10.0
会計	実績	479	456	433				△46	△9.6



第2次行政改革大綱実施計画においては、平成22年4月1日現在479名の普通会計職員数を平成27年4月1日までに48人削減し431名の職員数を目指しているところですが、早期退職制度の導入等により平成24年4月1日現在で433名まで削減することができ、計画以上の効果を達成できる予定です。

⑤ 住民協働と行政サービスの向上

- ・市の主要施策を市民に分かりやすく説明し、市民の意見を積極的に取り入れるためにタウンミーティングを開催しました。
- ・広報、ホームページ、自主放送を活用し宇陀市の行政情報の共有に努めました。
- ・予算編成時の各部署からの予算要求内容及び平成 24 年度予算事業別シートをホームページに公開しました。

⑥ 職員の育成と能力向上

- ・行政組織のスリム化を図るために、定員の適正化を推進しているところである。人員削減による行政サービスの低下を招かないように、職員一人ひとりの能力向上、人材育成のために職員研修を実施しました。
- ・健康管理研修、人権職員研修、人事考課導入研修を実施しました。また、市町村職員研修センターが行う専門研修にも職員を派遣し、職員の政策形成能力の向上に努めました。
- ・平成 24 年度からの人事考課制度本格導入に伴い、平成 23 年度は試行導入し、職員の能力開発と人材育成に努めています。

以上のように、市民の方々に多大なご協力をいただき、大綱及び実施計画で示した課題に取り組んできました。

しかし、宇陀市の財政は大きく改善されたわけではなく、今後も継続して第 2 次行政改革大綱実施計画に基づいた取り組みを進めていく必要があります。

8 ページからは第 2 次行政改革大綱実施計画進捗状況について、項目ごとに進捗状況を示しています。

《用語説明》

①普通会計

総務省の定める会計区分のひとつで、一般会計、特別会計など各会計で経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して自治体どうしが容易に財政比較できるように考えられた統計上の会計区分です。宇陀市では一般会計と住宅新築資金等貸付事業、霊苑事業、歯科診療所事業、土地取得事業の4つの特別会計を統合し純計したものをいう。また純計とは各会計間で繰り入れ、繰り出しなどお金の移動を行っている場合、これを単純に合計すると、繰り入れ、繰り出しした額だけ規模が大きくなるので、この重複した分のお金の額を除いて合算することをいう。

②財政力指数

地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として用いられるもので、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値である基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値が1以上の団体は、通常、普通交付税の不交付団体となり、合理的かつ妥当な水準での行政を行うための一般財源所要額は、当該団体の税収で賄える団体であるから、財政力指数が1以上の団体は、極めて財政力の強い団体といえることとなる。

③経常収支比率

地方公共団体の経常的経費（人件費、物件費、維持修繕費、扶助費、補助費等及び公債費などのうち臨時的なものを除いた経費）のために、経常一般財源（普通税、地方譲与税、普通交付税、利子割交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金並びに経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち用途の特定されないもの）がどれだけ充用されたかを示す比率をパーセントで表したものである。

④ラスパイレス指数

地方公務員の給与水準を表す指数で、各地方公共団体の平均給与額を、職員の学歴別・経験年数別構成などが国と同一であると仮定して算出し、その数値を国の平均給与額を100として算出した指数です。

⑤ 将来負担比率

普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標である。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫される等の問題が乗じる可能性が高くなる。

⑥ 実質公債費比率

普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり段階的に基準が設けられている。

18%以上 - 地方債発行に国や都道府県の許可が必要になる。

25%以上 - 独自事業の起債が制限され、[財政健全化団体](#)に指定される。

35%以上 - 国と共同の公共事業向けの起債が制限され、[財政再生団体](#)に指定される。

⑦ 需用費

地方公共団体の事務の執行上必要とされる物品の購入、取得及び修理等に要する経費で、一度の使用でその本来の効力を失うもの及び数年度にわたり使用し得るものではあるが、備品の程度に至らないもの等の取得に要する経費がこれに含まれる。消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等をいう。